

1. 敎會에 革新을!
2. 社會에 變革을!
3. 世界에 所望을!

4地方會會議が終了



調布敎會에서 開催된 關東地方會

總會上程案件 채택

各地方會新任員各々選出

10月定期總會를 앞두고 4個地方會가 각기 開催되었다. 今年度에는 地方會役員을改選하는 해이므로 3시간 30분 中에 會議을 하게 되며 敎會가 社會參與에 關한 發言이 強해졌으며 우리하는 마음으로 臨한 분위기속에서 進行되었으며 그결과 任員改選에 나가고 있다.

獻議案中 4個地方會에서 공통으로 다루어졌던 女長老 문제인데 오는 總會에서 이 문제를 어떻게 처리하느냐는 婦人會뿐만 아니라 온신도가 주시하고 있는 점이다.

地方會는 그特徵을 충분히 살리지 못하며 다만 事務處理에 지나지 아니하는 것들을 느낀다. 그러기에 女長老問題 등을 每年 總會에 上정하고 獻議案을 檢討하는 地方會自體가 研究 또는 계몽을 하지 못한 결과이다.

地方會에서 모든問題를 충분히 검토하여 總會에 上정하게 되면 總會에서는 總會全體의 立場에서 論議가 전개될 筈이다. 4個地方會의 役

- △西南地方會
- 會長 金君植
 - 副會長 朴善錫
 - 書記 金永俊
 - 副書記 李宗燮
 - 財政部長 李先祥
 - 財政部長 金鳳錫
 - 財政部長 金得三
 - 社會部長 崔昌華
 - 社會部長 崔昌華
- △關西地方會
- 會長 尹宗銀
 - 副會長 洪永基
 - 書記 李昌雨
 - 副書記 金信煥
 - 會計 金昌業
 - 會計 金德成
- △關東地方會
- 會長 洪永基
 - 副會長 楊春牧
 - 書記 金元治
 - 副書記 金錫澤
 - 財政部長 金錫澤
 - 財政部長 金錫澤
 - 財政部長 金錫澤
 - 社會部長 金錫澤
 - 社會部長 金錫澤
- △中部地方會
- 會長 李海春
 - 副會長 徐善錫
 - 書記 朴善錫
 - 副書記 金再龍
 - 財政部長 金再龍
 - 財政部長 金再龍
 - 財政部長 金再龍
 - 社會部長 金再龍
 - 社會部長 金再龍

各地方連合會大會終了

婦人會 10月2日 全國連合會大會

가을을 맞이하면서 婦人會 地方大會가 4個地方에서 각각 열렸다. 地方婦人會에 따라 任員改選한 곳도 있으며 婦人會의指導層도 젊은世代로 交替되는 경향이 強하다.

오는 全國大會에서의 婦人會活動方針이 注目된다. 그리고 各地方婦人會大會에서 共同問題로 論議된件은 女性의地位向上에 따라 敎會에서의 女性의 役割이다. 즉 女長老問題를 積極적으로 추진할 것을 強調. 금번 第31回定期總會에 이問題의 去就을 注目하고 있음을 알 수 있다.

各地方婦人會大會의 結果는 다음과 같다.

△關東地方連合會

- 場所 川崎敎會
- 時日 9月15日
- 大會에서는 役員改選은 없고 經過報告를 承認하고 新年度活動方針을 세웠다.
- 1. 經過報告
- ①마차와 講演會에 協力
- ②靖國法案정제運動에 日本NCC婦人會와 같이 參議院에 學의
- ③橫濱實傳道所의 축호전도
- ④일본會員 年會회를 가정
- ⑤世界祈禱日에 가진 祈禱會(日本基督敎團銀座敎會)에 참가

△中部連合會

- 場所 名古屋敎會
- 時日 9月15日
- 新任員 會長 金成子, 副會長 金水軒, 書記 權仁淑, 副書記 金小仙, 會計 金寶信, 財政部長 金順俊, 教育部長 金好運, 社會部長 鄭南錫, 青年部長 揭松子
- 1. 新年度에는 中部地方會內의 傳道所를 婦人會 獨自의 補助하며 10月 中에 特別集會를 갖기로 한다.

△西南地方連合會

- 場所 大阪敎會
- 時日 9月15日
- 新任員 顧問 金主日, 會長 鄭愛羅, 副會長 姜善錫, 書記 李金秀, 副書記 李愛信, 會計 金秀泰, 副會計 李愛信, 財政部長 鄭愛羅, 教育部長 李愛信, 社會部長 金秀泰, 社會部長 金秀泰
- 1. 新年度活動方針으로서, 青年部長 李愛信, 女長老按手問題를 積極적으로 추진하기로 한다.

△關西地方連合會

- 場所 西成敎會(大阪市西成區梅南2-4-29電話六五二一五九六) 地下鉄四橋線花園下車
- 時日 9月15日
- 新任員 顧問 金主日, 會長 鄭愛羅, 副會長 姜善錫, 書記 李金秀, 副書記 李愛信, 會計 金秀泰, 副會計 李愛信, 財政部長 鄭愛羅, 教育部長 李愛信, 社會部長 金秀泰, 社會部長 金秀泰
- 1. 新年度活動方針으로서, 青年部長 李愛信, 女長老按手問題를 積極적으로 추진하기로 한다.



婦人會關東地方連合會大會

召集公告

在日大韓基督敎會
第三一回定期總會

主안에서 本總會傘下에 있는 모든 敎會와 信徒들의 平安과 發展을 기도드립니다.

一九七五年度 本總會第三一回定期總會를 다음과같이 開催함을 公告하는 同時에 本總會發展을위하여 下記事項에대하여 貴敎會와 總代들의 기도와 協力을 부탁드립니다.

記

(1) 第三一回定期總會

- 時日 一九七五年十月一四日(火)
- 午前十一時~一六日(木)午後五時
- 場所 京都敎會
- 京都市右京區西院矢掛町二〇
- 電話〇七五(三一一)五〇五一

(2) 協力 奉獻事項

- ① 一九七五年度 各敎會 宣敎員 担金을 納入하여 주실것.
- ② 特別指定 獻金 未納分을 보내 주실것.
- ③ 各敎會 地方會 獻議案을 九月二五일까지 보내 주실것.
- ④ 各機關 一年活動報告를 提出하여 주실것 (마감九月二〇日).

一九七五年九月十日

在日大韓基督敎會總會
會長 李 仁 夏

敎界短信

▲吳允白牧師著「韓國基督敎史」의 第二卷 韓國가톨릭敎史가 發刊되었다.

▲本總會 總會錄(73年度第29回, 74年度第30回)이 印刷되었다. 諸敎會 諸君은 은信徒들은 한번씩 具備하기 바란다.

▲關東地方의 敎역자 장로 합동기도회 및 간담회가 지난 8月31日 東京敎會에서 열렸다.

李
仁
夏

다. 卽에 수 그리스도가 人間
解放의 基礎"라 했다. 독일
神學者 몰트만博士는 "基督
敎信仰은 自由를 믿음뿐만아
니라 그 자체가 自由다. 信仰
은 自由를 바랄뿐만 아니라
自由로운 生命의 시작"이라 했
다.

둘째로 解放은 人間이 自
己가 누구이며 어디 속했
음을 깨닫게 한다.

解放이 하나님과의 관계속
에서 그의 형상인 人間性의
回復을 말한다. 自己가 누
구임을 發見하게 된다. 現代
人은 資本主義社會의 商品亮
支配와 調整을 받고있다.

在日同胞는 以上の 非人間
化에 보태어 日本에 살게되
歷史的過程에서 自己를 사
실하고있다. 解放前의 日本帝
國主義의 植民地政策 밑에서 그
同化政策으로 日本人化되었다
支配와 被支配의 關係속에서

마땅히 하나라도 나에서는
 처음의 자리를 차지한다는 소
 식을 듣고 있다.
 卽 그리스도 안에서 人間이
 人間다운 대접을 받을 수 있
 다는 소식이다. 在日同胞에게
 있어서는 남의 구족을 벗어
 나서 自己가 韓國人임을 스
 모한다. 同胞의 젊은이가 就
 職되지 못하는 差別現實이 있
 으면 그矛盾을 克服하고 사
 람이 國籍으로나 民族으로말
 고 職業에대한 能力과 適性
 으로만 판단되는 自由의 社
 會를 이룩해야 한다.
 M·김牧師는 「사람의 영
 수 있음을 믿고 싸우는 것
 을 말한다. 人間이 피곤해
 지고 허무속에 빠지거둔現
 實에서 이 소망의 信仰으로 참
 고 解放을 이룩하는 鬭爭을
 계속한다.
 (3) 敎會의 方向
 以上과같은 解放의 메세지를

教会青年がハンスト

韓日閣僚会議に反対して

青年会全国協議会のメンバーが、去る11日より14日まで、東京銀座の数寄屋橋でハンストを別に対する抗議であつた。

の健康、自然破壊、日本の大小を問わず、在日韓国人の就職差

이번 총회의 초점의 하나는
역시 女長老職制設置에 関한
可否論爭일 것이다. 女性의 해
를 맞이한 금번 총회는 우리

長老敎女性들에게 새로운 福
育의 事役과 奉仕者로서 막
중한 使命을 감당하기 위한
새로운 制度設置와 문을을開
放하는 歷史的事件을 總論하
게 다루게 될것을 期待한다.

1 女長老制度에 대한 聖
的 神學的問題

總論에서 女長老制度設置可
否를 論할때 가장 問題視하
는 點은 聖學的, 神學的의 解
釋에 關한 點論點이 있는 것
같다.

(1) 「教會에서 장로하라」는
것이나 주관하지 않게 한것은
職制을 두고 말한것이 아니
고 女子들의 態度를 말한것
이니 長老가 되지않아도 이
態度를 버리면 안되고 長老
가 되어도 이態度로 나가면
聖經 본뜻에 위반되는 것이
아니다.

(2) 「한나의 남편인자」男
女의 性制를 強調하는데 뜻
이 있는것이 아니고 축첩자
가 아닌자라야 한다는데 뜻
이 있는것이며 또 아내가 없
는 독신자도 장로 될수 있
다.

다는 뜻도 되며 따라서 한
남편의 아내도 長老될수 있
다고 解釋할수 있다.

(3) 萬人祭司長 이원리에서女
子도 마땅히 長老가 되어야
한다. 旧約에 나타난 女先知
자 드보라는 사사이며 신지
자였다. 新約에 나타난 여선
지자 안나가 있다. 당시 王
과 신지자와 祭司長에게 기
물을 부었던것이므로 이 女
先知자들을 보아 男性에게만
按手해야 하는것이라는 誤解
를 붙수 있다.

2 敎會牧會의 側面에서

(1) 敎會의 司牧長은 長老
의 責任이라 絕對多數의 女
信徒들을 보살피기 위하여女
長老職制을 時急하다.

(2) 敎會奉仕에 대한 献身과熱
意와 간접한 男性보다 女
性에게 더 많은을 감안할때,
牧會面에 미치는 功은 더
욱 크다된다.

3 福音敎育을 위한 國際交
流面에서

福音을 땅끝까지 傳하기위
하여 世界敎會와 連合하여

流한 것이니 長老制度를 抑하고 있는 것들과 對等的한 活動에 많은 支障이 招來되는點에서도 時急하다. 이時代는 世界가 한지붕 밑에서 같이 살고 있으면서 相互協助를 이루어 完全하진 그리스도의 뜻을 全世界에 퍼나가는 것이다.

4 長老制度實施는 韓國教會落後性을 제거한다

世界的으로 女性地位問題가 社會問題로 台頭하지는 오랫동안 많은 女性들이 各界層으로 進出하여 일하고 있다. 政治, 經濟, 文化, 藝術 軍部에 充투하여 指導的人物이 된자가 많으며 한나라의 帝상으로 활약하는 여성들도 있다.

특히 기독교가 한국에 들어와 사회에 큰 영향을 끼친 것이 사실이며 신문화 도입과 아울러 여성해방과 한국 근대화의 앞장섰었다. 그러나 오늘날의 교회에는 일반사회 여성과 진중을 비하여 落後된을 禁할수 없다.

교회 행정면에서 女性은 是時에 長老制度를 抑하고 있는 것들과 對等的한 活動에 많은 支障이 招來되는點에서도 時急하다. 이時代는 世界가 한지붕 밑에서 같이 살고 있으면서 相互協助를 이루어 完全하진 그리스도의 뜻을 全世界에 퍼나가는 것이다.

5 女性的原理에서

신한 세계를 여성은 원리로 료하지.

인류역사는 남자들의 의의에 움직였고 또한 남자들이 원리에 의하여 지도되어 왔다. 그래서 결국 정복과 지배와 끊임없는 전쟁이 계속되어 왔으므로 인류는 참된 평화에 대한 갈망이 지극하다.

이제 역사는 여성적 원리의 혈조로 지도되어야 한다. 여성의 원리는 양육, 사랑, 평화이다. 여성들이 있는 곳에 평화는 창조한다. 자나를 는 평화는 창조한다. 자나를 양육하고 가정을 돌보며 이웃을 살피는 사랑의 사도로 우리 교회 사회 전인류를 위하여 그 존재되어있는 여성들이 개탄되어야 한다. 과거 한가정의 주부이며 어머니인 여성들의 힘과 그 정신력은 지배 대신 섬김에 있고

정부와 야심 대신에 사랑과 奉仕에 있다. 이와같은 여성 의 강한 희생과 담과 눈물과 피의 투자만이 그가 정을 아름답게 하며 사회와 인류를 빛나게 한다. 이에 대하여 우리 여성들은 자신을 과소 평가도 과대평가도 않고 여성의 특수성에 착각하는 것이다. 속담에 「바늘 가는곳에 실이 가게 되다」 있다는 말은 생각해 본다. 남자가 바늘이라면 그남자는 자기 책임을 50퍼센트만 하고 실인여자가 50퍼센트를 이룩하는 것이 아니라고 본다. 직능은 각각 다르나 남자와 여자의 차이를대로의 百퍼센트의 책임과 의무를 완수할 때만 성숙한 결과가 나타나듯이 우리 여성들도 우리에게 주어진 材質과 能力을 教會 안에서 가장인에서 사회인에서 最善을 다하여 發揮할수 있도록 女性계발의 機會가 주어질 것이 하나의 창조와 섬김의 뜻을 確信하는 것이다.

韓日閣僚会議に反対して

青年会全国協議会のメンバーが、去る11日より14日まで、東京銀座の数寄屋橋でハンストをした。

の健康、自然破壊、日本の大小を問わず、在日韓国人の就職差別に対する抗議であつた。しかし、ベトナム没落以降の



東京都江東区永代 2-11-3

事務所 名古屋市熱田区八千代通3丁目11番地
(名古屋市中央卸売市場入口南側大栄ビル)
電 話 052(682)1177(代)
自 宅 名古屋市千種区猪高町猪子石原字太田
電 話 052(771)5952

私の信仰体験 6.25動乱を通じて (7)



李大京

◆従軍牧師との出会い
3年余におよぶ激しい戦いは、一九五三年七月二十七日午前十時を起点に、いとおお停戦になったのである。しかし、わが祖国に完全な平和がもたらされたのではない。休戦まじわにおける激しい戦いの中で、どれほどの尊厳が休戦線の周辺に散っていったであろう。考えれば考へるほど悲しい事実である。こんなことがあっても、再びあのような骨肉相争が祖国に起つてはならない。わが民族の上にあのような悲劇的な歴史がくりかたないように、神に祈るは

かはないのである。
休戦後には、軍隊の中にはスポーツが盛んに行われた。私も師団のバスケットボールの選手として、毎日のように練習にげんでいたのであるが、たまたま同じメンバーの中に熱心な信者がいたので、日曜日には彼に誘われて、軍教会に出席することになったのである。信仰があつて礼拝に行くのではなく、教会に行けば口うるさい上官から逃れることができたからである。何ヶ月の間、教会に通うたわら、私はバスケットボールに、精神と全力を打ちこんで練習にはげんだのであつた。

八月の中旬ごろ、はげしい雨の雨が降る日であつた。私は無心に煙草をいふすすいながら、教会から帰ってきた新約聖書に目を走らせたのである。何んの意味も理解せず、夜中まで

と追ひやうと下さいと、私は始めて真剣さをもつて祈り続けたのであつた。
聖日の夜、私は軍牧の徐炳大牧師をたずねた。彼は温厚な方であり、聖潔な牧師であつた。徐牧師は、一人の求道者として、たずねたことについて非常に喜んでくれたのである。私は、自分が歩んできた過去をふりかえつてみたのである。戦いの激しい戦場において、常に自分の身に危機が迫つて来るたびに、私は神に助けを求め、戦いが終れば、いつの間にか神から遠ざかつていく連続であつた。私はこのような決断のない自分自身に気づきはじめていたのである。しかし、そのような私にも、神は恵みの御手をさしのべて見守つて下さつたのである。神との関係における自分を見失ひ始めていた自分、神によつて生かされていく自分を発見し始めたのである。私はそのまゝひきまづき、神にゆるしを求め叫びつづけたのであつた。神よ、再び砂漠の道程に走らせなさい。私の手をはなさないで下さい。私をして主の僕への道へ放浪息子のような者が、一夜過

ぎてみると、急に聖者にもなつたやうな気がして落ちつかないものである。まず第一に手をつけることは、タバコを止めなければならぬことであつた(韓国教会は、酒、タバコは厳しく禁止している)。しかし、私にとつてそれは不可能に近いことであつた。当分間はそのまま続けたのであつた。もう一つの悩みは、日曜日が近くなると、礼拝の担當がいなくなるために、私がその責任を負うことになったのであり、説教もしなければならぬ。初めは、勇気を出して、初めて教会の講壇に立ち、初めての説教をしたのであるが、その題目が「イエス権勢」であつた。もちろん説教集を参考にしていたのである。いままでのプレイボーイが突然まじめになつたので、知り合いの戦友たちは皆、あつけにとられたらしい。お前一体どうなつてゐるんだ? 皮肉まじりのじよんだんが迫つてくるのである。その日から私は軍を除隊するまで、今日にも見られなような熱心と真剣さをもつて教会の仕事と伝道にはげんだのである。

民族・民衆・教会(1)

安 炳 茂
(韓国神学大学教授)

である。一人、二人と私の周囲から友人は去つていったが、しかし、真の友人であるイエスキリストだけは、いつまでも私のそばにいて勇気とけがましさを下さつたのである。この軍牧課における一年半の間、私は神学校に入るための準備を進めていたのである。(完)
(西新井教会牧師)

た喜びは、民族独立にすべての情熱をそそいだ。民衆はじめて自分の手で政府をたてた。しかし、このようにしてできた政府は、権力を握るやいなや変質してその眼中に民族はあつても民衆はなかつた。従つて、時がたつにつれて民族も政府のみにあり、それを維持するために民衆を罵き、抑圧し、そして民衆を恐怖の中におとし入れた。民衆の怒りはいつに爆発して、4・19事件にいたつた。これは東学革命、三・一運動の民衆の魂が再びよみがえつた出来事であつた。

民衆の蜂起によつてできた民主党政権は民衆の声を集約するまもなく民衆とかわりのない軍事クーデターによつてたおれた。このように力によつて政権を握つた現政権がかかげたことは民族であつた。民族的民主主義とか、祖国の近代化等はまさにそれである。

民族的といふは、民族が民主主義であれば民衆が前提にされる。しかし、民衆は眼中にないから残されたのは民族であるが、その民族も近代化という名目のもとに日本資本を強力に引き入れて色あせてしまつた。その時、三・一運動、4・19の民衆の魂は、それは民族を売り渡すことであると叫んだ。しかし、現政権は強権でこの民衆の声をふみじつた。

それから16余年、民衆はならされて黙つたように沈黙をつづけた。学生だけが民衆の声を代弁した。ところが政府は、維新体制という名実ともに民衆の声を排除する体制をつくつた。

学生だけがあたかも組織のない民衆の代弁であるかのようにながめていた民衆の一部が民衆の口になることを決心して立ち上つた。それが、金東吉であり、朴炯圭の声であつた。

(基督教思想4月号から)

原理では救済されない

日本基督教協が「統一教会に関する見解」

日本キリスト教協議会は近年「エキュメニカル」「世界教会」「キリスト教会」など本協議会および加盟教団の諸活動とまじらわしい名称のもとに活動をしていく「統一教会(世界基督教統一神霊教会)」について、加盟教団並びに教会の内外から多くの質問を受け、見解を問われてまいりました。

一九七五年三月十二日開催の第8回常議員会ではこれらの要請に答えて、見解を発表すべく決議しました。その後、信仰職制委員会、常任常議員会等の検討を経て、以下の通りの見解を明らかにいたします。

(1) 私たちの基本的な立場
日本キリスト教協議会規約に述べられた(綱領)(第一章第3条)で明らかにされているように「聖書に基づき、イエス・キリストを神とし、救い主として告白し」、「父と子と聖霊なる神の召しにともにこたへることをめざす」のが、私たちの基本的な立場です。

(2) 統一教会の教理的な主張と私たちの立場との根本的な相違点
①統一原理が、いわゆる「新しい真理」であるというその主張に対して、私たちは聖書において証しされたイエス・キリストの真理こそ古くて新しい唯一の真理であることを信じています。
②従つて私たちは、統一教会にも原理論に基づいて聖書を問題にしているといわなければなりません。
③このようないわゆる「新しい真理」が与えられる時代は、(旧約時代)(新約時代)に続く「成約時代」の到来を意味するとして「イエスが再臨され、新約の御言が成就し」、「新しい御言すなわち新しい真理」によつて「イエスと聖霊による新約」が「私たち」に与えられるという主張も同じ理由によつて、私たちの立場とは全く相違するものです。私たちは(旧約聖書)(新約聖書)のほかに(成約聖書)(つまり「原理論」といふもの)の存在を認めないし、又、認める必要もないのです。救いに関する必要とするすべての事柄が旧・新約聖書に証しされている

と信ずるからです。
④私たちはその「原理論」にみられる統一教会の神論・聖論・救済論・復活論・キリスト論・再臨論・サタン論等多くの点に関して、なお根本的な相違があることを認めざるを得ません。以上を踏まえて、統一教会と私たちの決定的な違いは明らかであつて、御言すなわち新しい真理によつて「イエスと聖霊による新約」が「私たち」に与えられるという主張も同じ理由によつて、私たちの立場とは全く相違するものです。私たちは(旧約聖書)(新約聖書)のほかに(成約聖書)(つまり「原理論」といふもの)の存在を認めないし、又、認める必要もないのです。救いに関する必要とするすべての事柄が旧・新約聖書に証しされている

てある。一人、二人と私の周囲から友人は去つていったが、しかし、真の友人であるイエスキリストだけは、いつまでも私のそばにいて勇気とけがましさを下さつたのである。この軍牧課における一年半の間、私は神学校に入るための準備を進めていたのである。(完)
(西新井教会牧師)

た喜びは、民族独立にすべての情熱をそそいだ。民衆はじめて自分の手で政府をたてた。しかし、このようにしてできた政府は、権力を握るやいなや変質してその眼中に民族はあつても民衆はなかつた。従つて、時がたつにつれて民族も政府のみにあり、それを維持するために民衆を罵き、抑圧し、そして民衆を恐怖の中におとし入れた。民衆の怒りはいつに爆発して、4・19事件にいたつた。これは東学革命、三・一運動の民衆の魂が再びよみがえつた出来事であつた。

民衆の蜂起によつてできた民主党政権は民衆の声を集約するまもなく民衆とかわりのない軍事クーデターによつてたおれた。このように力によつて政権を握つた現政権がかかげたことは民族であつた。民族的民主主義とか、祖国の近代化等はまさにそれである。

民族的といふは、民族が民主主義であれば民衆が前提にされる。しかし、民衆は眼中にないから残されたのは民族であるが、その民族も近代化という名目のもとに日本資本を強力に引き入れて色あせてしまつた。その時、三・一運動、4・19の民衆の魂は、それは民族を売り渡すことであると叫んだ。しかし、現政権は強権でこの民衆の声をふみじつた。

それから16余年、民衆はならされて黙つたように沈黙をつづけた。学生だけが民衆の声を代弁した。ところが政府は、維新体制という名実ともに民衆の声を排除する体制をつくつた。

学生だけがあたかも組織のない民衆の代弁であるかのようにながめていた民衆の一部が民衆の口になることを決心して立ち上つた。それが、金東吉であり、朴炯圭の声であつた。

(基督教思想4月号から)

高級婦人服製造卸

OK 商 会

金 京 秋

本町店 大阪市東区船場中央4丁目1番地
船場センタービル8号館2F281号
電話 大阪(06)251-5444番
自 宅 大阪市東区東小橋3-4-12
電話 大阪(06)981-2980番
974-7715番

宅建千葉県知事登録(1)第3841号

三信商事 株式会社

代表取締役 権 富 仁

本 社 千葉県八千代市米本1448-1
電 話 0474(88)5579・1613番
営業所 千葉県船橋市前原西1-25-18
電 話 0474(76)6181・2番

食品・薬品包装業

加富利産業 有限会社

代 表 者 金 漢 弼

東京都足立区西新井本町4-25-12
電 話 03(890)0951番(代)

労務行政研究所 在日同胞に殺人宣言

R A I K 情 報 (9)

外国人の雇用拒否は法律違反ではない
労働者の認可団体で、財団法
人「労務行政研究所」というと

「労務行政研究所」は週刊で、一
部以上が発行され、中企業以上
の会社の採用担当者、組合関係
者に主として送られてくる。こ
うした読者層を持つ専門誌に、
外国人の雇用拒否は違法でない
といった、就職差別を肯定する
ような記事が掲載されたことは

問題であり、かつ法解釈も歪曲
されて、引用されている。しか
も、労働省の行政を反映した専
門誌の、社会的影響力を考えると、
この問題は重大である。
この問題を重視した、民族差
別と闘う関東連絡会議(略称、
関東民闘連、代表者、李仁夏、
佐藤勝巳)は、在日韓・朝鮮
人に対する悪質な、民族差別に
基づいた就職差別であるとして、
労務行政研究所と労働省に対し
て、厳重抗議をするともに、
労働省の社会的責任と差別体質、
労働省の行政責任を徹底的に追
及すべく、現在、交渉を継続し
ている。

労働者の国籍、信条又は社会的
身分を理由として、賃金、労働
時間その他の労働条件について
差別的取扱をしてはならない。
違反であり、国職、つまり、韓
国人であるという理由で採用を
拒否することは、公序良俗に反
し、民法九〇条にも違反する。
というものであった。この日立
判決は、われわれ同胞の民族差
別撤廃運動に、一つの新しい地
平を生み出した。しかし、この
ことを持つて、日本の企業が、
同胞への門戸を解放するといっ

たようなことは、あり得ない。
むしろ、巧妙な手だてで、さら
に差別を温存し、在日同胞の締
め出しを画策してくるであろう
ことは、十分予測できる。
労務行政研究所は、日立判決
の半年後、その解説を行ってい
る。そして、実務上のポイント
として、「国籍による差別は恥
ずべきことである。しかし、こ
れは第一線の労働担当者の、手
に余る問題だろう」としている。
そして、さらに半年後に「外国
人の雇用拒否は違法でない」と
する采唆を、企業に与えている
のである。しかも、前述のよう
に、労働省の行政方針を強く反
映させた専門誌であり、その影
響力は大いである。
こうして見ると、企業の思惑
と、労働行政の方針を反映させ
た労務行政研究所がめざす思惑
とが、ぴったりと一致している
のがわかる。つまり、日立判決
は、採用内定後の問題であるか
ら、在日同胞を企業から締め出
す事ができなかった。それなら
ば、採用の前段階でチェックを
より厳しくして対応すべきであ
るとし、その論拠を示唆してい
るのである。
こうした抑圧の示唆は、何を
意味するのであろうか。日本政
府の在日同胞に対する「追放か
同化か」の政策のあらわれに他
ならない。差別を助長し、拡大
再生産させることによって、在
日同胞を、差別と抑圧の状況に
追い込む構造を、意図している
に他ならないのである。

労働省、労務行政研究所へ
の糾弾に総力を！
労働省は、今回の問題と責任
のすべては、労務行政研究所に
あるとして、あくまでも責任を
回避しようとしている。数回の
交渉結果、労務行政研究所への
行政指導が不徹底であったこと
は認められた。しかし、なれあいの
な、口頭での注意を与えただけ
である。相談室欄に名をつらね
しかも肩書きを明記しているに
もかわらず、就職差別を肯定
した社会的責任を、労働省は負
おうとはしない。紙数の関係上
くわしくはふれることができな
いが、採用前の問題である今回
の問題に、採用後に関係ある法

公 告

福岡県北九州市八幡西区折尾四丁目三十一番五
宗教法人 在日大韓基督教折尾伝道教会
当教会信徒及び利害関係者 各位
当教会規則第二十七条に従って以下の事項を公示する。
これにつき、異議のある方は昭和五〇年十月二十六日までに
申し出て下さい。日限までに申し出ない時は実行に移
します。

記

一、境内、建物新築広告
イ 建物名称 宗教法人在日大韓基督教折尾伝道教会
ロ 新築建物 礼拝堂及牧師住宅
ハ 建物面積 三〇〇平方メートル
以上宗教法人法第十二条、第十三条、第二号により公
示いたします。
昭和五〇年九月二十六日
代表役員 金 栄 植



貞陵里の邱丘 加藤松林人画

随 筆 秋 夕

加 藤 松 林 人

毎年、九月も半ばになると旧
暦の八月十五日が迫ってくる。こ
の日はかの名月の夕べであるが、
古来、かの地では秋夕となえ、
嘉祥ともいって、春三月の寒食
の日とともに、一年中で最も重
い祖先の祀りが行われる。
歳時記によると、これは新羅
の風習から始まったものといわ
れ、新穀はすでに登り、すべて
の収穫は遠くから、黄鶏白酒、
四隣酔飽して、以て豊穰を榮
しむとあり、祖先の祀りを大切
にするかの地では、中流以上の
暮しの家庭ともなれば、それぞ
れ郷里や縁故の地に吉相の場所
を求めて墓地を造り、周囲には
広く松を植え、墓守りの堂屋ま
で設備したのがよく見られる。
ソウルのような都会地では、
普通は郭外の共同墓地一かの唐
詩に出てくる丘山——ソウルで
いえば西郊の弘済里や東北の貞
陵里などに見られるこの丘山に
送り、墓地には、この日墓参り
の白衣の人の群れが駱駝として
つづき、一見華やかに見えるま
での風景が展開するのがついで
である。
たえ習慣的にせよ祖先を祀
り、墓参りをして故人を偲ぶと
いうことは麗しい風俗である。
私のような信仰にうすいものに
も、それに纏わるさまざまな幼
い日の思い出があり、また祖
先から子孫へと、永遠無窮につ
づく人間の歴史の不思議さなど
この時ばかりは、しばらく世上
のわずらわしさを忘れるようで
ありがたい。
秋夕の日のお墓参りをうたっ
た朱耀翰氏の詩をよむと、その
時そのおりの、かの地の人た
ちの心がしみじみと感じられ、
胸の裏にありありと、かの貞陵里
の丘の風景が浮んでくる。
立つ秋の陽はさくはるく
松の木はまだ幼き
弟の墓(おくつき)の前
名なしの草 生いたるぞあわ
れ
山里の麦打つ丘に
蜻蛉(やんま)きて 飛べる
ひとの
幼なゆめ ゆれてはのはき
かの頃のかの山のぞみ
相共に われらゆかなむ

律を引用して、外国人の雇用は
違法でない主張する労働省の
欺瞞性は、厳しく糾弾されなけ
ればならない。就職差別が日々
行なわれている今日、その事
実を持つていても、在日同胞が
人間らしく生きることが阻害さ
れている。あらゆる企業への就
職の門戸が、われわれ在日同胞
に解放されるよう、労働省は、
行政指導を徹底すべきである。
また勝ちとらなくてはならない。
労務行政研究所も同様に、厳
しく糾弾しなければならぬ。
差別を拡大再生産させるような
体質は、徹底して除去しなけれ
ばならない。数回にわたる交渉
においても、労務行政研究所が
示す態度は、労働者の意向をう
かがうばかりで、自からの差別
を、形式的にいあらわすのみ
である。在日外国人とは、肌の
白い青い目の人間である。在日
韓・朝鮮人が六五万人も在日
しているとは知らなかった。就
職差別が存在することも知らな
かった。と、無知による差別、
無意識の差別であったと主張す
る。しかし、労働管理の専門誌
が、就職差別に対して、全く無
知であったとは考えられない。
無知による差別にしては、差別
への示唆が一貫しており、時期
にかかった掲載方法をしている。
こうした労働省の差別行政と、

金観錫 早仮釈放

本紙에도 報道한 바 있는 金
觀錫 KNC 総務、朴炯圭牧師、
 등의 선교자금 不正使用 혐의
에 대한 判決公判이 지난 9월
6日 서울地方法院에서 열려
郭東憲裁判長은 각각 有罪判
決을 내렸다. 金觀錫總務 懲
役6月、朴炯圭牧師 同10月、
權奎景牧師 同8月、趙承赫牧
師 同6月을 각각 선고받았
다. 金觀錫總務는 형기 20余
日을 앞두고 17日 早假放
되었다.

夏季学校生 들에게聖書

▲韓國國際기독교 서울캠프
(會長 姜영만長老)에서是在
日同胞夏季学校生들에게 성
경(영어·한글대조)을 전하
였다.

韓国語10月クラス生徒募集要項

韓国YMCAでは韓国語教育の充実に長年努力してきました。韓国語の学習を
通し、韓国の歴史文化の理解を深める総合的な韓国理解を目指しています。優秀
な講師陣による文法、会話の指導、又講師や専門家によるカウンセリング、韓国
民謡を歌う集い、韓国の歴史の学習、シーズンスポーツ、韓国訪問も行います。

- 講習期間 1975年10月6日(月)～1976年3月26日() 6カ月間
- 受付期間 1975年8月4日より受付を始めます。受付時間は午前9時30分よ
り午後7時(土曜日1時)まで(日曜・祭日は休館)
- 申込手続 受講申込書に記入の上、受講料を添えて事務室にお出し下さい。
- 受 講 料 入会金 5,000円
受講料 一般24,000円(6ヶ月) 集中40,000円(3ヶ月)
- クラス分け 自分で選択した後、統一テストを受けクラス編成の参考にします。

東京都千代田区猿楽町2-5-5 (国電・水道橋駅下車) 在日本韓国 Y M C A 電話 03 (291) 1511・9000 番

第2回 韓国教会史を学ぶ会

講 師 呉 允 台 牧師 (東京教会牧師)

〈○日本の韓国侵略下での韓国キリスト教の歩み○在日韓国教会史〉
前回に引き続き今回は、日本統治下における韓国教会史の歩みと合併後の韓国
人の日本への渡来により日本での在日韓国教会の歩みについて、呉允台牧師より
お話しをうかがいます。先生の永い間にわたる研究の成果をふまえた経験を通して
語られる話の内容は、これまでの参加者に深い感動を与えました。今回の機
会にぜひ多くの方が参加されるよう御案内いたします。

- 日 時 9月19日(金)より毎週金曜日 午後6時30分～8時30分
- 場 所 韓国YMCA集会室
- 会 費 1回 500円
- 申 込 下記申込書に記入の上、事務所に申込んで下さい。